

地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)

第1 趣旨

農山漁村地域において、農業農村、森林、水産、海岸の各分野でそれぞれが実施してきた既存の事業を見直し、農山漁村地域のニーズに即して作成された計画に基づき、農林水産省の各公共事業を自由に選択できるとともに、自治体の創意工夫によって、より事業効果を高める事業も実施が可能となる使い勝手の良い新たな地域自主戦略交付金(以下「本交付金」という。)を創設し、農山漁村地域の総合的な整備を推進するため、地域自主戦略交付金制度要綱(平成23年4月1日付け・府地戦第33号内閣府事務次官通知・警察庁甲官発第109号警察長官通知・総官企第112号総務事務次官通知・23文科施第4号文部科学事務次官通知・厚生労働省発健0401第10号厚生労働事務次官通知・22農振第2184号農林水産事務次官通知・平成23・03・24財地第1号経済産業事務次官通知・国官会第2614号国土交通事務次官通知・環境政発第110330002号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。)に基づき実施される事業に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 地域自主戦略交付金の対象

1 交付対象事業

- (1) 本交付金は、制度要綱第5に定める事業実施計画(以下「事業実施計画」という。)に基づく交付対象事業(以下「交付対象事業」という。)の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する。
- (2) 交付対象事業は、制度要綱別表に掲げる農林水産大臣が所管する事業とする。

2 事業実施主体及び要件

(1) 事業実施主体

交付対象事業を実施する者(以下「事業実施主体」という。)は、交付対象事業ごとに別紙1から別紙33までに定めるものとする。

(2) 要件

ア 制度要綱別表別紙1に掲げる効果促進事業を実施する場合は、第15の1で定める農山漁村地域自主戦略整備計画(以下「整備計画」という。)を策定するものとし、整備計画ごとに交付対象事業の全体事業費に占める当該効果促進事業の総事業費の割合が20/100までを目途とする。

イ アのほか、交付対象事業の実施要件は、別紙1から別紙33までに定めるものとする。

る。

第3 助成

1 国の助成

国は交付対象事業の実施に要する経費に充てるため、別紙1から別紙33までに定めるところにより、交付主体（第4の1の申請書を農林水産大臣に提出する都道府県をいう。以下同じ）に対し、毎年度、予算の範囲内で本交付金を交付することができる。

2 年度予算の調整

交付主体は、交付限度額の範囲内で、交付申請ごとの交付対象事業間及び年度間で、又は整備計画を策定した場合は整備計画内の交付対象事業間で予算の調整を行うことができる。ただし、交付対象事業について、国の負担又は補助の割合について個別の法令等に規定がある場合を除き、交付対象事業に要する費用の総額について国費と地方費の割合を定め、交付対象事業ごとの国費の割合を固定しないことが出来ることとする。

3 単年度交付限度額

年度ごとの本交付金の交付額（以下「単年度交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。

$$\text{単年度交付限度額} = A + B$$

$$(1) A = \alpha_1 A_1 + \alpha_2 A_2 + \dots + \alpha_m A_m$$

A：事業実施計画に位置付けられた別表1の1に掲げる基幹事業に係る単年度交付限度額算定のための基礎額の合計額

A_i：基幹事業iの当該年度の事業費

α_i：基幹事業iに係る別表2に定める国費率

m：事業実施計画に位置付けられた交付対象事業のうち基幹事業の数

$$(2) B = \beta_1 B_1 + \beta_2 B_2 + \dots + \beta_n B_n$$

B：事業実施計画に位置付けられた別表1の2に掲げる効果促進事業に係る単年度交付限度額算定のための基礎額の合計額

B_i：効果促進事業iの当該年度の事業費

β_i：効果促進事業iに係る別表2に定める国費率

n：事業実施計画に位置付けられた交付対象事業のうち効果促進事業の数

また、A及びBは財政法(昭和22年法律34号)第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

4 本交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況により、2の規定を適用した結果、事業費の実績額に基づいて3の規定より算出される単年度交付限度額が、交付された金額と異なることとなったときは、交付された金額から事業費の実績額に基づいて算出される単年度交付限度額を控除した額（5において「差額」という。）は、交付申請ごとに、次年度の単年度交付限度額の算定において調整することができる。

- 5 4の規定による調整は、次年度の単年度交付限度額から差額を控除することにより行う。
- 6 地方公共団体が事業実施主体に対し、交付対象事業に要する経費の一部について負担又は交付をする交付対象事業においては、当該地方公共団体が当該事業実施主体に対して負担又は交付をする費用の額の範囲内の事業費に限り、2、4及び5の規定を適用する。

第4 交付申請

- 1 適正化法第5条、施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長。以下「地方農政局長等」という。）、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）に提出する。その提出部数は、正副2部とする。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事からの前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に交付決定の依頼をするものとする。
- 3 都道府県知事は、1の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者（事業実施主体に係る部分）については、この限りでない。

第5 交付申請書の提出期限

規則第2条の規定による申請書の提出時期は、当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。）が毎年度別に定める日までとする。

第6 交付金の交付決定

農林水産大臣は、第4の2の規定による依頼を受け、適正化法第6条第1項及び第3項の規定により交付金の交付を決定する場合には、地方農政局長等に通知する。

第7 交付申請の変更

- 1 都道府県知事は、規則第3条第1号イ又はロの規定により農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式2号）正副2部を地方農政局長等（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

- 2 地方農政局長等は、都道府県知事から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に変更承認の依頼をするものとする。

第8 変更の承認

農林水産大臣は、第7の2による依頼を受け、規則第3条第1号イ又はロの規定により承認する場合、地方農政局長等に通知する。

第9 軽微な変更

規則第3条第1号の農林水産大臣が定める軽微な変更は、交付主体ごとの交付金の額の増減、交付対象事業の新設又は廃止以外の変更とする。ただし、整備計画を作成した場合にあっては、交付主体ごとの交付金額の増減又は整備計画に位置付けられていない交付対象事業の新設以外の変更とする。

第10 事業遂行状況の報告

- 1 都道府県知事は、規則第3条第2号の規定により農林水産大臣（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長）の指示を求める場合には、交付対象事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付対象事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に指示内容の依頼をするものとする。

第11 交付申請の取下げ

- 1 都道府県知事は、適正化法第9条第1項、規則第4条により申請を取り下げる場合、取り下げ理由を記載した書類正副2部を地方農政局長等（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に申請の取り下げの報告をするものとする。

第12 事業遂行状況報告書の提出期限

- 1 適正化法第12条の規定による報告は、交付金の交付があった年度の各四半期（第4・四半期は除く。）の末日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を地方農政局長等（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

ただし、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める概算払請求書の提出をもって代えることができるものとする。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に遂行状況の報告をするものとする。

第13 実績報告

- 1 規則第6条の実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、地方農政局長等（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出する。その提出部数は、正副2部とする。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に実績報告の報告をするものとする。
- 3 第4の3ただし書きにより交付の申請をした都道府県知事は、1の実績報告書を提出するに当たって、第4の3ただし書きに該当した各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4の3ただし書きにより交付の申請をした都道府県は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第14 交付金の額の確定

農林水産大臣は、第13の2の規定による報告を受け適正化法第15条の規定により額を確定する場合、地方農政局長等に通知する。

第15 農山漁村地域自主戦略整備計画

1 農山漁村地域自主戦略整備計画の記載内容及び提出

本交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする都道府県又は市町村（以下「計画主体」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した農山漁村地域自主戦略整備計画を策定することが出来るものとする。また、市町村長は、当該整備計画を都道府県知事に提出するとともに、都道府県知事は当該整備計画を自ら策定したとき又は市町村長から提出を受けたときは、効果促進事業を実施しない場合にあっては農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 整備計画の名称
- (2) 整備計画の目標
- (3) 整備計画の期間（おおむね3から5年）
- (4) 整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
- (5) 整備計画の期間における交付対象事業の工期及び全体事業費
- (6) 交付対象事業の効果の把握及び評価に関する事項
- (7) その他必要な事項

2 整備計画の関係者との調整

整備計画の策定に当たっては、交付対象事業の事業実施主体その他関係機関と十分に調整を図るものとする。

3 整備計画の様式

整備計画の様式は別記参考様式第1号を参考とするものとする。

4 提出様式

整備計画の提出は別記参考様式第2号を参考とするものとする。

5 整備計画作成の留意事項

整備計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 整備計画の目標は、整備計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標とすること。
- (2) 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること。
- (3) 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること。
- (4) 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること。
- (5) 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること。

6 整備計画の内容確認及び受理

農林水産大臣は、1の整備計画の提出を受けた場合には、当該整備計画内容を確認の上、受理するものとする。

7 整備計画の変更等

- (1) 計画主体が、次の各号にあたる変更を行うとき（以下「整備計画の変更等」という。）は、新たな整備計画又は変更後の整備計画を1の規定に準じて農林水産大臣に提出するものとする。
 - (ア) 整備計画の廃止
 - (イ) 整備計画の期間の変更
 - (ウ) 整備計画の目標の変更
 - (エ) 交付対象事業の全体事業費の変更
 - (オ) 交付対象事業の新設又は廃止
- (2) 2の規定は(1)の整備計画の変更等について準用する。

第16 農山漁村地域自主戦略整備計画の評価

- 1 計画主体は事前評価の上、整備計画を国に提出するとともに、整備計画、事前評価を公表する。

（計画の事前評価事項）

計画主体は、第15の1の規定により整備計画の農林水産大臣への提出前に、次の各号に定める事項について自主的・主体的に検証（以下「事前評価」という。）を行い、農林水産大臣に提出するとともに、整備計画及び事前評価結果を公表するものとする。

- (1) 目標の妥当性
 - (2) 整備計画の効果・効率性
 - (3) 整備計画の実現可能性
- 2 整備計画の期間の終了後又は整備計画の期間の最終年度中において、次の各号について評価を行い、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて整備計画の期間内において、中間評価を行うことができる。
- (1) 交付対象事業の進捗状況
 - (2) 事業効果の発現状況
 - (3) 成果目標の目標値の実現状況
 - (4) 今後の方針
- 3 2の計画主体が整備計画の実現状況等について評価を行うに当たり、透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等との第三者の意見を求め、又は計画主体独自の評価制度を活用することができる。なお、評価を行うに当たっては、事業の成果を地域住民に対してより分かりやすく示すよう留意する。
- 4 農林水産大臣は2の報告を受けたときには計画主体に対し、必要な助言を行うことができる。

第17 監督等

- 1 事業実施主体が都道府県である場合にあつては、国は当該都道府県に対し、市町村が事業実施主体である場合にあつては、国及び都道府県は当該市町村に対し、都道府県又は市町村が補助する者が事業実施主体である場合にあつては、都道府県又は市町村は当該事業実施主体に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 国は事業実施主体に対し、実施要件確認に必要な資料の種類、当該資料の国への提出手順等は別紙1から別紙33に定めるとおりとする。

第18 財産の管理

施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、それぞれ一件の取得価格50万円以上のものとする。

第19 関係書類の保管

規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了年度の翌年度

から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別添8の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

附則

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日農振第2453号農林水産事務次官依命通知)第3の2に基づき、農林水産大臣が確認し、受理した農山漁村地域整備計画は、第15の1に規定する整備計画とみなすことができる。
- 3 農山漁村地域整備交付金交付要綱(平成22年4月1日農振第2567号農林水産事務次官依命通知)第3の3の規定により、次年度の単年度交付限度額の算定において調整することとした事業について、平成23年度において本交付金を充てて実施しようとする場合、第3の5の規定により平成23年度の単年度交付限度額から差額を控除するものとする。

別表1 交付対象事業

1 基幹事業

(1) 農業農村基盤整備事業

- ア 農地整備事業
- イ 水利施設整備事業
- ウ 草地畜産基盤整備事業
- エ 農地防災事業
- オ 広域農業用水適正管理対策事業
- カ 地域用水環境整備事業
- キ 水質保全対策事業
- ク 農業集落排水事業
- ケ 集落基盤整備事業
- コ 中山間地域総合整備事業
- サ 農地環境整備事業
- シ 農業用水保全の森づくり事業
- ス 畜産環境総合整備事業
- セ 農道整備事業

〔農道整備事業実施要綱（昭和52年4月16日付け構改D第239号）に基づき平成21年度以前に採択され着手しているものに限る。〕

(2) 森林基盤整備事業

- ア 森林整備事業
 - (ア) 森林環境保全整備事業
 - (イ) 森林居住環境整備事業
- イ 治山事業

(3) 水産基盤整備事業

- ア 地域水産物供給基盤整備事業
- イ 漁場保全の森づくり事業
- ウ 漁港漁村環境整備事業
 - (ア) 漁業集落環境整備事業
 - (イ) 漁港環境整備事業
 - (ウ) 漁村再生交付金事業

(4) 海岸保全施設整備事業

- ア 海岸保全施設整備事業
 - (ア) 海岸保全施設整備事業
 - (イ) 津波・高潮危機管理対策事業
 - (ウ) 海岸環境整備事業

2 効果促進事業

整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業（以下に掲げる事業を除く。）とする

- (1) 事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業
- (2) 整備計画の範囲を超えて実施される事業

別表 2

交付対象事業		国費率	摘要
事業名	区分		
別表 1 の 1 (1)アの事業 (農地整備事業)	経営体育成型	<p>1 50%</p> <p>2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、75%</p> <p>3 離島、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村と見なされる区域を含む）を含む。）をいう。以下同じ。）、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）又は急傾斜地帯において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</p> <p>4 奄美群島（奄美群島振興特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく指定地域をいう。以下同じ。）において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60%</p> <p>5 水源地域対策特別措置法に基づき決定された水源地域整備計画に基づく事業（以下「水源地域対策関連事業」という。）にあつては、1の規定にかかわらず、55%（ただし、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号及び21水港第2724号）（以下「実施要領」という。）別紙1別表の区分の欄の4の農業経営高度化支援事業（以下「高度化事業」という。）を除く。）</p>	
	畑地帯担い手育成型	<p>1 50%</p> <p>2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52%（ただし、高度化事業を除く。）</p> <p>3 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、75%（ただし、高度化事業を除く。）</p> <p>4 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52%（ただし、高度化事業を除く。）</p> <p>5 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3（ただし、高度化事業を除く。）</p>	
	畑地帯担い手支援型	<p>1 50%</p> <p>2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52%</p> <p>3 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、75%</p> <p>4 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52%</p> <p>5 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p> <p>6 営農用水施設の整備を単独で行う場合にあつては、1から5までの規定にかかわらず、45% ただし、沖縄県において行うものにあつては75%、離島において行うものにあつては50%、奄美群島において行うもの</p>	

		ものにあつては52%	
農地整備事業における通作条件整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 50% 2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 3 沖縄県において行うものにあつては、1の規程にかかわらず、85% 4 離島において行うものにあつては、1の規程にかかわらず、55% 5 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋にかかるものにあつては、1の規程にかかわらず、2/3 6 奄美群島において行うものにあつては、1の規程にかかわらず、75% 7 水源地域対策関連事業にあつては、1の規定にかかわらず、55% 8 基幹農道整備の一般型のうち、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和55年法律第60号）に基づき決定された明日香村整備計画に基づく事業にあつては、1の規定にかかわらず、2/3 9 一般農道整備の農業集落間型にあつては、1から8までの規定にかかわらず、50% 		
農地整備事業における実施計画	50%		
農地整備事業における地域水田農業再編緊急整備	50%		
農地整備事業における耕作放棄地解消・発生防止基盤整備（別紙7別表の区分の欄の4の耕作放棄地解消支援事業及び6の耕作放棄地活用推進事業を除く。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、75% 3 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60% 5 水源地域対策関連事業にあつては、1の規定にかかわらず、55%（ただし、別紙7別表の区分の欄の5の耕作放棄地解消・集積促進事業を除く。） 		
別紙7別表の区分の欄の4の耕作放棄地解消支援事業及び6の耕作放棄地活用推進事業に限る。	定額		
別表1の1(1)イの事業（水利施設整備事業）	<ol style="list-style-type: none"> 1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、65% 4 別紙9の第2の1(9)の事業にあつては、1の規定に 		

		かかわらず、55%	
	農業用水再編対策型	50%	
	地域用水機能増進型	1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、65%	
	流域水質保全機能増進型	1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、65%	
	排水対策特別型	50%	
	水利区域内農地集積促進型	1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80%（ただし、高度化事業を除く。） 3 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。以下同じ。）において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%（ただし、高度化事業を除く。） 4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、65%（ただし、高度化事業を除く。）	
	基幹水利施設保全型	50%	
	地域農業水利施設保全型	1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80% 3 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。以下同じ。）において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60%	
	実施計画策定型	50%	
別表1の1 (1)ウの事業 (草地畜産基盤整備事業)	草地整備型	1 事業計画策定事業は、50% 2 基本施設整備事業及び利用施設整備事業については、50%	
	畜産担い手総合整備型	1 事業計画策定事業は、50% 2 基本施設整備事業及び利用施設整備事業については、50% ただし、沖縄県及び奄美群島において行うものにあつては、2/3、離島において行うものにあつては、55%	
	草地林地総合整備型	1 事業計画策定事業は、50% 2 基本施設整備事業及び利用施設整備事業については、55% ただし、沖縄県において行うものにあつては、75%、奄美群島において行うものにあつては、70%、離島において行うものにあつては、60%	
別表1の(1)	防災ダム工	55/100	

エの事業（農地防災事業）	事		
	防災ため池工事 大規模 小規模	55/100 1 50/100 2 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100	
	地震対策ため池防災工事 大規模 小規模	1 55/100 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100 1 50/100 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80/100 3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100 4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3	
	防災ダム等利活用保全施設整備工事 利活用保全施設 関連施設	1 50/100 2 1/3	
	広域防災ため池等整備モデル事業 調査計画事業 整備事業 防災体制強化対策事業	50/100 1 ため池整備にあつては、50/100。ただし、別紙12の運用別紙1第6の2の(1)のイ及び(2)のアの(イ)を満たす工事については、55/100 2 水利再編に伴う用排水施設整備にあつては、50/100 3 農地の防災機能増進にあつては、50/100 定額補助	
	ため池整備工事 大規模 小規模	1 55/100 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100 1 工事費の 50/100 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80/100	

	<p>3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100</p> <p>4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p>	
複数のため池で行うもの	50/100	
旧農業用ため池で行うもの	<p>1 50/100</p> <p>2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80/100</p> <p>3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100</p> <p>4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p>	
ため池利活用保全整備工事	50/100	
ため池保全体制整備事業	50/100	
実施計画策定事業	50/100	
ため池整備工事（特別対策型）		
大規模	<p>1 55/100</p> <p>2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80/100</p> <p>3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100</p>	
小規模	<p>1 50/100</p> <p>2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80/100</p> <p>3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100</p> <p>4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p>	
複数のため池で行うもの	50/100	
旧農業用ため池で行うもの	<p>1 50/100</p> <p>2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80/100</p> <p>3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100</p> <p>4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p>	
ため池利活用保全整備工事	50/100	
ため池保全体制整備	50/100	

備事業 実施計画策定事業	50/100	
ため池整備工事（都市型緊急整備事業） 大規模 小規模 ため池利活用保全整備工事 ため池保全体制整備事業 実施計画策定事業	55/100 50/100 50/100 50/100 50/100	
ため池水質改善工事 大規模 小規模 実施計画策定事業	1 55/100 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100 1 50/100 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80/100 3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100 4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 50/100	
用排水施設整備工事 大規模 小規模 大規模のうち土砂崩壊を防	1 55/100 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100 1 50/100 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80/100 3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100 4 奄美群島において行うものにあつては1の規定にかかわらず、2/3 1 50/100 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80/100	

止するもの	<p>3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55/100</p> <p>4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100</p>	
小規模のうち土砂崩壊を防止するもの	<p>1 50/100</p> <p>2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80/100</p> <p>3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100</p> <p>4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p>	
用排水施設等利活用保全整備工事	50/100	
実施計画策定事業	50/100	
湖岸堤防工事		
大規模	<p>1 50/100</p> <p>2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80/100</p> <p>3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55/100</p> <p>4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100</p>	
小規模	<p>1 50/100</p> <p>2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80/100</p> <p>3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100</p> <p>4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p>	
用排水施設等利活用保全整備工事	50/100	
実施計画策定事業	50/100	
ため池等農地災害危機管理対策事業	50/100	
実施計画策定事業	50/100	
ため池緊急防災対策事業	50/100	
湛水防除工事		
大規模	55/100	

小規模	50/100	
農地侵食防止工事 都道府県が行うもの	<p>1 都道府県が行う農地侵食防止工事</p> <p>(1) 50/100</p> <p>(2) シラス対策にあつては、55/100</p> <p>(3) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、80/100</p> <p>(4) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、52/100</p> <p>2 1と併せ行う関連工事で、土地の平均傾斜度が15度未満の場合</p> <p>(1) 45/100</p> <p>(2) 北海道において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、50/100</p> <p>(3) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、80/100</p> <p>(4) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、50/100</p> <p>3 1と併せ行う関連工事で、土地の平均傾斜度が15度以上の場合</p> <p>(1) 50/100</p> <p>(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、80/100</p> <p>4 1と併せ行う関連工事のうち、農村地域防災施設整備工事については、50/100</p>	
市町村が行うもの	<p>1 市町村が行う農地侵食防止工事</p> <p>(1) 50/100</p> <p>(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、80/100</p> <p>(3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、65/100</p> <p>2 1と併せ行う関連工事</p> <p>(1) 45/100</p> <p>(2) 北海道において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、50/100</p> <p>(3) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、80/100</p> <p>(4) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、50/100</p> <p>(5) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、65/100</p>	
土地改良区等が行うもの	<p>1 土地改良区等が行う農地侵食防止工事</p> <p>(1) 50/100</p> <p>(2) シラス対策にあつては、55/100</p> <p>(3) 北海道において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、55/100</p> <p>(4) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、80/100</p> <p>(5) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、55/100</p> <p>(6) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、70/100</p> <p>2 1と併せ行う関連工事</p> <p>(1) 45/100</p>	

<p>実施計画 策定事業</p>	<p>(2) 北海道において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、50/100 (3) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、80/100 (4) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、50/100 (5) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、70/100</p> <p>50/100</p>	
<p>農地侵食防止工事（排除工事を除く。）と併せ行うほ場整備、畑地かんがい及び農地開発の工事</p> <p>実施計画 策定事業</p>	<p>各工事について、土地改良法第87条第1項に規定する土地改良事業計画書に基づく総事業費（事務費を除く。以下「総工事費」という。）のうち当該各工事ごとの工事費に次の各号に掲げる率を乗じて得た額の合計額の総工事費に対する比率（百分比で表示するものとし、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までとする。</p> <p>(1) 農地侵食防止工事にあつては、事業名、区分の欄の農地侵食防止工事の交付率 (2) ほ場整備の工事 ア 45/100 イ 当該工事によって形成されるほ場のうち、その区画の面積が30アール以上であるものの面積の合計が当該工事の受益面積の3分の2未満の場合、40/100 ウ 沖縄県において行うものにあつては ア及びイの規定にかかわらず、75/100 (3) 畑地かんがいの工事 ア 50/100 イ 沖縄県において行うものにあつては、アの規定にかかわらず、80/100 (4) 農地開発の工事にあつては、50/100</p> <p>50/100</p>	
<p>農地機能保全対策工事</p>	<p>50/100</p>	
<p>特殊自然災害対策工事</p> <p>実施計画 策定事業</p>	<p>50/100</p> <p>50/100</p>	
<p>地盤沈下対策工事</p> <p>大規模</p> <p>小規模</p>	<p>55/100。ただし、都道府県が工事費の34/100以上を負担する場合に限る。</p> <p>50/100。ただし、受益面積が200ヘクタール以上であつて400ヘクタール未満の規模のものにあつては都道府県が当該経費の39/100以上を負担し、その他の規模のものにあつては都道府県が当該経費の34/100以上を負担する場合に限る。</p>	
<p>農地等防災保全対策工事</p> <p>関連工事</p>	<p>防災ダム事業、ため池等整備事業、湛水防除事業、農地保全整備事業、水質保全対策事業及び地盤沈下対策事業について、それぞれこの表の交付率の欄に掲げる交付率</p> <p>1 45/100 2 北海道において行う農業用排水施設の変更、客土及び暗きょ排水にあつては、50/100</p>	

地域環境 保全対策 工事	50/100	
特定農業用 管水路等特 別対策事業	50/100	
地域ため池 総合整備事 業		
調査計画事 業	50/100	
総合整備事 業		
大規模	<ol style="list-style-type: none"> 1 55/100 2 沖縄において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80/100 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100 	
小規模	<ol style="list-style-type: none"> 1 50/100 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80/100 3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100 4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 5 別紙12第6の2の(8)の要件に該当するものにあつては、1の規定にかかわらず、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 55/100 (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、80/100 (3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、60/100 	
農業用河川 工作物応急 対策工事		
大規模	<ol style="list-style-type: none"> 1 55/100 2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、70/100 	
小規模	<ol style="list-style-type: none"> 1 都道府県及び市町村が行うものにあつては、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 50/100 (2) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、52/100 (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、2/3 2 土地改良区等が行うものにあつては、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 50/100 (2) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、60/100 (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、75/100 	
農業用道路 横断工作物	50/100	

	緊急耐震対策事業		
	土地改良施設耐震対策事業	<p>1 50/100</p> <p>2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80/100</p> <p>3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、52/100</p> <p>4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p>	
	<p>農村災害対策整備事業</p> <p>調査計画事業</p> <p>整備事業</p>	<p>50/100</p> <p>1 災害防除対策推進地域で実施するものにあつては、</p> <p>(1) 50/100</p> <p>(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、2/3</p> <p>(3) 別紙12第6の2の(1)のウの要件に該当するもの（団体営事業にあつては同ウの「農村振興局長が別に定める要件を満たす地域」で実施するもの）にあつては、</p> <p>ア 55/100</p> <p>イ 沖縄県において行うものにあつては、アの規定にかかわらず、80/100</p> <p>ウ 離島において行うものにあつては、アの規定にかかわらず、60/100</p> <p>2 甚大な災害発生地域で実施するものにあつては、</p> <p>(1) 50/100</p> <p>(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、2/3</p> <p>(3) 別紙12第6の2の(1)のウの要件に該当するもの（団体営事業にあつては同ウの「農村振興局長が別に定める要件を満たす地域」で実施するもの）にあつては、</p> <p>ア 55/100</p> <p>イ 沖縄県において行うものにあつては、アの規定にかかわらず、75/100</p> <p>ウ 離島において行うものにあつては、アの規定にかかわらず、60/100</p> <p>エ 奄美群島において行うものにあつては、アの規定にかかわらず、70/100</p>	
別表1の1 (1)オの事業 (広域農業用水適正管理対策事業)		<p>工事費及び調査設計費の一定割合とし、この割合は本工事の対象となる施設の撤去が土地改良法第87条、同法第87条の2及び同法第87条の3のいずれかの規定により定められた土地改良事業計画に含まれていた国営土地改良事業（以下「従前の事業という。」）の農業委員会等に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令（昭和60年政令第128号）等関係政令に基づく国の負担割合の引き下げ及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）の適用を受けない場合の国庫負担率と同率とするが、その適用は以下に定めるものとする。</p> <p>1 従前の国営土地改良完了時の国庫負担率と同率</p> <p>2 従前の事業が国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施された事業にあつては、1の規定にかかわらず、本工事の対象となる施設の撤去工事が含まれていた工種の事業完了時の国庫負担率と同率とする。</p> <p>3 従前の事業が総合土地改良事業実施要綱（昭和38年10月23日付け農地B第3742号農林水産事務次官依命通知）に基づ</p>	

		き実施された事業にあつては、1の規定にかかわらず、従前のかんがい排水事業の事業完了時の国庫負担率とする。	
別表1の1 (1)カ(地域用水環境整備事業)	地域用水環境整備事業	1 50% 2 沖縄県において行うもの(別紙15地域用水環境整備事業に係る運用の要綱第1の3の(2)のイの整備を単独で行うものを除く。)にあつては、1の規定にかかわらず、2/3 3 奄美群島において行うもの(別紙15地域用水環境整備事業に係る運用の要綱第1の3の(2)のイの整備を単独で行うものを除く。)にあつては、1の規定にかかわらず、都道府県・市町村が行うものは当該助成対象経費の52%、土地改良区その他都道府県知事が適当と認める者が行うものは、60%	
	歴史的施設保全事業	1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、75%	
別表1の1 (1)キの事業 (水質保全対策事業)		1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、75% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 4 定額(別紙16の第1の2の区分3のうち、水質浄化に配慮した基盤整備導入に伴う掛かり増し経費)	
別表1の1 (1)クの事業 (農業集落排水事業)		1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、75% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60% 4 別紙17第2の2の(2)に基づき事業を行う場合にあつては、50% 5 別紙17第2の2の(3)に基づき事業を行う場合にあつては定額(ただし、機能診断に係る交付額は、一施設当たり200万円、最適整備構想の策定に係る交付額は一市町村当たり500万円をそれぞれ上限とする。)	
別表1の1 (1)ケの事業 (集落基盤整備事業)		1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、県が行うものにあつては2/3、市町村が行うものにあつては70% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規程にかかわらず、52% 4 実施計画を策定する事業については、50%	
別表1の1 (1)コの事業 (中山間地域総合整備事業)		1 55% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規程にかかわらず、75% 3 離島において行うものにあつては、1の規程にかかわらず、60% 4 奄美群島において行うものにあつては、1の規程にかかわらず、70% 5 実施計画を策定する事業については、50%	
別表1の1 (1)サの事業 (農地環境整備事業)		1 55% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規程にかかわらず、75% 3 離島において行うものにあつては、1の規程にかかわらず、60% 4 奄美群島において行うものにあつては、1の規程にかかわらず、70%	

別表1の1 (1)シの事業 (農業用水保 全の森づくり 事業)	特定事業	事業名の欄の別表1の1(2)アの(7)の区分欄の育成林整備事業及び林道改良事業における国費率欄並びに林業関係事業補助金等交付要綱(昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林水産事務次官依命通知)別紙1の事業の欄の(5)の事業細目欄の環境林整備事業における国の補助率欄及び都道府県の補助率欄に準ずる	
	耕作放棄地 対策	事業名の欄の別紙1(1)シの区分欄の農地環境整備事業における国の補助率欄及び都道府県の交付率欄に準ずる	
別表1の1 (1)スの事業 (畜産環境総 合整備事業)	資源リサイ クル型事業	1 50% ただし、別紙25第1の6の表の区分欄1の工種欄(2)の基本整備事業、(3)の利用施設整備事業、(4)のストックマネジメント事業は、離島において行うものにあつては55%、沖縄県及び奄美群島において行うものにあつては60% 2 別紙25第1の6の表の区分欄1の工種欄(3)の①の内容欄ウの(7)にあつては、畜産高密度地域において整備されるエネルギー等副産物利用施設、(イ)の家畜排せつ物燃焼処理施設整備及び工種欄(3)の④のバイオ燃料生産・活用農業用機械施設整備については55% ただし、離島において行うものにあつては60%、沖縄県及び奄美群島に行うものにおいて行うものあつては75% 3 別紙25第1の6の表の区分欄1の工種欄(3)の⑨のその他施設整備については1/3	
	草地畜産活 性化型事業	1 50% 2 別紙25第1の6の表の区分欄2の工種欄(3)の⑨の牧場用機械施設整備については1/3	
	新技術活用 地域環境改 善型事業	50%	
別表1の1 (1)セの事業 (農道整備事 業)		1 50% 2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% 3 沖縄県において行うものにあつては、1の規程にかかわらず、85% 4 離島において行うものにあつては、1の規程にかかわらず、55% 5 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋にかかるものにあつては、1の規程にかかわらず、2/3 6 奄美群島において行うものにあつては、1の規程にかかわらず、75% 7 水源地域対策関連事業にあつては、1の規定にかかわらず、55% 8 北海道において行う広域農道整備事業のうち、農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。)以外の地域をその施行に係る地域に含めて行うものであつて、自動車交通量のうち、農業に係るものが8割未満のものにあつては、1及び2の規定にかかわらず当該補助事業費の50% 9 広域農道整備事業のうち、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和34年法律第91号)第2条第1項の規定に基づく指定地域(以下「北海道寒冷地域」という。)において行うものであつて、延長がおおむね10キロメートル(離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、おおむね5キロメートル)以上のものにあつては、1及び2の規定にかかわらず、当該補助事業費の55% 10 基幹農道整備事業のうち、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和55	

		<p>年法律第60号)に基づき決定された明日香村整備計画に基づく事業にあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p> <p>11 別紙26の第1の3の(1)のウの(ウ)にあつては、1から10までの規定にかかわらず、50%</p>	
<p>別表1の1(2)アの(ア)の事業</p> <p>1 都道府県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、林道改良事業を行うのに要する経費並びに都道府県が「区分」欄に掲げる事業のうち育成林整備事業、林道改良事業を行う者に対し、「国費率」欄の都道府県の国費率に掲げる率を超える国費率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事務に要する経費</p> <p>2 1以外の事業について、都道府県が事業を行うのに要する経費並びに都道府県が事業を行う者に対し、「国費率」欄の都道府県の国費率に掲げる率を下らない国費率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県</p>	<p>森林環境保全整備事業(育成林整備事業)</p>	<p>(国の国費率)</p> <p>1 林道整備(森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設)について</p> <p>(1) 森林造成林道(間伐を行うために開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道、保安林整備臨時措置法第8条第1項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うために開設する林道をいう。以下同じ。)に係るもの</p> <p>事業費(事務雑費、工事雑費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事務に要する経費(以下「市町村等事業推進費」という。)を除いたものをいう。以下、この項及び森林居住環境整備事業の項について同じ。)の50/100</p> <p>ただし、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域(「過疎地域自立促進特別措置法」第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)をいう。以下同じ。)の市町村及び振興山村の地域、森林組合等(生産森林組合及び森林組合連合会を含む。以下同じ。)が行う北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島については事業費の55/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の60/100、沖縄県については事業費の80/100</p> <p>(2) 峰越連絡林道(林業生産基盤の整備を図り、農山村地域の振興に資するため、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知。)に規定する自動車道に該当する既設の林道(以下「既設林道」という。)と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有する道路施設との相互間を峰越し等により連絡する林道をいう。以下同じ。)に係るもの</p> <p>ア 幹線林道</p> <p>(ア) 都道府県又は市町村が行うもの 事業費の50/100 ただし、北海道及び離島については事業費の55/100、沖縄県については事業費の80/100</p> <p>(イ) (ア)以外の者が行うもの 事業費の2/3 ただし、北海道及び離島については事業費の75/100、沖縄県については事業費の80/100</p> <p>イ その他の林道 事業費の50/100 ただし、沖縄県については事業費の80/100</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの 事業費の45/100 ただし、北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道、離島及び奄美群島並びに都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の55/100、都道府県及び市町</p>	

の事務に要する経費

村が行う奄美群島の過疎基幹林道（「過疎地域自立促進特別措置法」第14条第1項の規定に基づき指定された基幹的な林道をいう。以下同じ。）については事業費の65/100、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の70/100、沖縄県については事業費の80/100

2 市町村等事業推進費について

(1) 林道整備（森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設）に係るもの

ア 森林造成林道に係るもの

市町村等事業推進費の50/100以内

ただし、都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、森林組合等が行う北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島については市町村等事業推進費の55/100以内、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については市町村等事業推進費の60/100以内、沖縄県については市町村等事業推進費の80/100以内

イ 峰越連絡林道に係るもの

(ア) 幹線林道に係るもの

a 都道府県又は市町村が行うもの

市町村等事業推進費の50/100以内

ただし、北海道及び離島については市町村等事業推進費の55/100以内、沖縄県については市町村等事業推進費の80/100以内

b a以外の者が行うもの

市町村等事業推進費の2/3 以内

ただし、北海道及び離島については市町村等事業推進費の75/100以内、沖縄県については市町村等事業推進費の80/100以内

(イ) その他の林道に係るもの

市町村等事業推進費の50/100以内

ただし、沖縄県については市町村等事業推進費の80/100以内

ウ ア及びイ以外の林道に係るもの

市町村等事業推進費の45/100以内

ただし、北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道、離島及び奄美群島並びに都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については市町村等事業推進費の50/100以内、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎基幹林道については市町村等事業推進費の65/100以内、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については市町村等事業推進費の70/100以内、沖縄県については市町村等事業推進費の80/100以内

(2) (1)以外の林道整備に係るもの

市町村等事業推進費の45/100以内

(都道府県の国費率)

1 林道整備（森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設）について

(1) 森林造成林道に係るもの

事業費の50/100

ただし、市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、森林組合等が行う北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地

		<p>域の市町村及び振興山村の地域並びに北海道、離島及び奄美群島については事業費の55/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の60/100、沖縄県については事業費の80/100</p> <p>(2) 峰越連絡林道に係るもの</p> <p>ア 幹線林道</p> <p>(ア) 市町村が行うもの 事業費の50/100 ただし、北海道及び離島については事業費の55/100、沖縄県については事業費の80/100</p> <p>(イ) (ア)以外の者が行うもの 事業費の2/3 ただし、北海道及び離島については事業費の75/100、沖縄県については事業費の80/100</p> <p>イ その他の林道 事業費の50/100 ただし、沖縄県については事業費の80/100</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの 事業費の45/100 ただし、北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道、離島及び奄美群島並びに市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の55/100、市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の65/100、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の70/100、沖縄県については事業費の80/100</p>	
	(林道改良事業)	<p>(国の国費率)</p> <p>1 林道改良事業</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの 事業費の50/100</p> <p>(2) その他の林道に係るもの 事業費の30/100 ただし、舗装を実施する場合において、幹線林道は事業費の50/100、その他の林道は事業費の1/3</p> <p>2 市町村等事業推進費について</p> <p>(1) 林道改良事業に係るもの</p> <p>ア 幹線林道に係るもの 市町村等事業推進費の50/100以内</p> <p>イ その他の林道に係るもの 市町村等事業推進費の30/100以内</p>	
		<p>(都道府県の国費率)</p> <p>1 林道改良事業</p> <p>(1) 幹線林道に係るもの 事業費の50/100</p> <p>(2) その他の林道に係るもの 事業費の30/100 ただし、舗装を実施する場合において、幹線林道は事業費の50/100、その他の林道は事業費の1/3</p>	

別表1の1 (2)アの(イ) の事業	森林居住環境整備事業 (フォレスト・コミュニティ総合整備事業、山のみち地域づくり交付金事業)	<p>(国の国費率)</p> <p>1 山のみち地域づくり交付金</p> <p>(1) 山のみちの整備のうち林道整備について 事業費の2/3に調整率(地勢等の地理的条件及び森林資源の開発の状況からみて生ずると見込まれる費用の増加の程度を考慮して区域ごとに農林水産大臣が定める率をいう。以下同じ。)を乗じて得た率</p> <p>(2) 山のみちの整備のうち森林作業道等整備について 事業費の2/3に調整率を乗じた率以内</p> <p>(3) 地域創造型整備について 事業費の2/3以内</p> <p>2 1以外の林道整備について</p> <p>(1) 森林基幹道開設</p> <p>ア 都道府県又は市町村が行うもの 事業費の50/100 ただし、奄美群島については事業費の2/3、沖縄県については事業費の80/100</p> <p>イ 森林組合等が行うもの 事業費の65/100 ただし、奄美群島及び沖縄県については事業費の80/100</p> <p>(2) 林道改良・舗装</p> <p>ア 幹線林道 事業費の50/100</p> <p>イ その他の林道 事業費の30/100 ただし、舗装のその他の林道は事業費の1/3</p> <p>3 林道関連施設(林業施設用地及び作業ポイントをいう。以下同じ。)の整備について 事業費の50/100以内</p> <p>4 市町村等事業推進費について</p> <p>(1) 山のみち地域づくり交付金事業</p> <p>ア 山のみちの整備のうち林道整備に係るもの 市町村等事業推進費の2/3に調整率を乗じた率</p> <p>イ 山のみちの整備のうち森林作業道等整備に係るもの 市町村等事業推進費の2/3に調整率を乗じた率以内</p> <p>ウ 地域創造型整備に係るもの 市町村等事業推進費の2/3以内</p> <p>(2) (1)以外の林道整備に係るもの</p> <p>ア 森林基幹道開設</p> <p>(ア) 都道府県又は市町村が行うもの 市町村等事業推進費の50/100以内 ただし、奄美群島については市町村等事業推進費の2/3、沖縄県については市町村等事業推進費の80/100以内</p> <p>(イ) 森林組合等が行うもの 市町村等事業推進費の65/100以内 ただし、奄美群島及び沖縄県については市町村等事業推進費の80/100以内</p> <p>イ 林道改良・舗装</p> <p>(ア) 幹線林道 市町村等事業推進費の50/100以内</p> <p>(イ) その他の林道 市町村等事業推進費の30/100以内 ただし、舗装のその他の林道は市町村等事業推進費の1/3</p> <p>(3) 林道関連施設の整備に係るもの</p>
1 都道府県が「区分」欄に掲げる事業におけるフォレスト・コミュニティ総合整備事業及び山のみち地域づくり交付金事業を行うのに要する経費		
2 都道府県が「区分」欄に掲げる事業におけるフォレスト・コミュニティ総合整備事業及び山のみち地域づくり交付金事業のうち林道整備を行う者に対し、「国費率」欄の都道府県の国費率に掲げる率を超える国費率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する都道府県の事務に要する経費		
3 都道府県が「区分」欄に掲げる事業における2以外の事業を行う者に対し、「国費率」欄の都道府県の国費率に掲げる率を下らない国費率により交付を行う場合における当該交付に要する経費及び市町村等の事業主体が行う		

<p>本事業の円滑な実施に関する都道府県の事務に要する経費</p>		<p>市町村等事業推進費の50/100以内</p> <p>(都道府県の国費率)</p> <p>1 山のみち地域づくり交付金</p> <p>(1) 山のみちの整備のうち林道整備について 事業費の2/3に調整率を乗じて得た率</p> <p>(2) 山のみちの整備のうち森林作業道等整備について 事業費の2/3に調整率を乗じた率以内</p> <p>(3) 地域創造型整備について 事業費の2/3以内</p> <p>2 1以外の林道整備について</p> <p>(1) 森林基幹道開設</p> <p>ア 都道府県又は市町村が行うもの 事業費の50/100 ただし、奄美群島については事業費の2/3、沖縄県については事業費の80/100</p> <p>(2) 林道改良</p> <p>ア 幹線林道 事業費の50/100</p> <p>イ その他の林道 事業費の30/100</p> <p>3 林道関連施設の整備について 事業費の50/100以内</p>	
<p>別表1の1 (2)イの事業 (治山事業)</p>	<p>予防治山事業、地域防災対策総合治山事業、治山施設機能強化事業、森林土木効率化等技術開発事業、山地災害総合減災対策治山事業</p>	<p>1 1/2</p> <p>2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p> <p>3 火山地域において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10</p> <p>4 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、9/10</p> <p>5 水源地域対策特別整備事業として行うものにあつては、1の規定にかかわらず、次の各号による</p> <p>(1) 昭和59年までの指定ダムに係る分のうち2条指定ダム 2/3</p> <p>(2) 昭和59年までの指定ダムのうち9条指定ダム 3/4</p> <p>(3) 昭和60年までの指定ダムのうち2条指定ダム 6/10</p> <p>(4) 昭和60年までの指定ダムのうち9条指定ダム 2/3</p> <p>(5) 昭和61年～平成4年までの指定ダムのうち2条指定ダム 5.5/10</p> <p>(6) 昭和61年～平成4年までの指定ダムのうち9条指定ダム 6/10</p> <p>(7) 平成5年以降の指定ダムのうち2条指定ダム 1/2 ただし、火山地域において行うものにあつては、5.5/10</p> <p>(8) 平成5年以降の指定ダムのうち9条指定ダム 5.5/10 ただし、火山地域において行うものにあつては、6/10</p>	
	<p>共生保安林整備事業</p>	<p>1 1/2 ただし、次の各号の1に該当する地域であつて、天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流及び天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は荒廃移行地等のうち、</p>	

		<p>主要公共施設又は集落に被害を与えるおそれのある箇所であって、景観、生態系等に配慮した工法等により整備する必要があり、全体計画の工事規模が2億5千万円以上のものにあつては、予防治山等に準ずる</p> <p>(1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する自然公園、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域並びにその周辺地域</p> <p>(2) 自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する史跡名勝天然記念物（場所を特定できるものに限る）の周辺地域</p>	
	<p>保安林管理 道整備事業</p>	<p>1 1/2</p> <p>2 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p> <p>3 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、9/10</p> <p>4 水源地域対策特別整備事業として行うものにあつては、1の規定にかかわらず、次の(1)～(8)による</p> <p>(1) 昭和59年までの指定ダムのうち2条指定ダム 2/3</p> <p>(2) 昭和59年までの指定ダムのうち9条指定ダム 3/4</p> <p>(3) 昭和60年までの指定ダムのうち2条指定ダム 6/10</p> <p>(4) 昭和60年までの指定ダムのうち9条指定ダム 2/3</p> <p>(5) 昭和61年～平成4年までの指定ダムのうち2条指定ダム 5.5/10</p> <p>(6) 昭和61年～平成4年までの指定ダムのうち9条指定ダム 6/10</p> <p>(7) 平成5年以降の指定ダムのうち2条指定ダム 1/2</p> <p>(8) 平成5年以降の指定ダムのうち9条指定ダム 5.5/10</p>	
<p>別表1の1 (3)アの事業 (地域水産物 供給基盤整備 事業)</p>		<p>1 都道府県が行う漁港施設の整備</p> <p>(1) 基本施設又は輸送施設若しくは漁港施設用地（公共施設用地に限る。以下「公共施設用地」という。）にあつては、10分の5以内（ただし、原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（以下、「原子力発電施設等振興計画」という。）に係るものであつて基本施設又は輸送施設の整備にあつては、10分の5.5）</p> <p>(2) 漁港浄化施設にあつては、10分の5以内</p> <p>(3) 北海道において行うものにあつては、(1)から(2)の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>ア 外郭施設又は水域施設にあつては、10分の7以内</p> <p>イ 係留施設にあつては、10分の6以内</p> <p>ウ 輸送施設又は公共施設用地にあつては、10分の5.5以内</p> <p>エ 漁港浄化施設にあつては、10分の5以内</p> <p>(4) 離島において行うものにあつては、(1)から(2)の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>ア 外郭施設又は水域施設にあつては、10分の8以内</p> <p>イ 係留施設にあつては、10分の6以内</p> <p>ウ 輸送施設又は公共施設用地にあつては、10分の5.5以内（本土と離島及び離島と離島を連絡する橋（以下「離島架橋」という。）については3分の2以内）</p> <p>エ 漁港浄化施設にあつては、10分の5以内</p> <p>(5) 奄美群島において行うものにあつては、(1)から(2)の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>ア 外郭施設又は水域施設にあつては、10分の9以内</p> <p>イ 係留施設にあつては、10分の8以内</p>	

		<p>ウ 輸送施設又は公共施設用地にあつては、3分の2以内</p> <p>エ 漁港浄化施設にあつては、10分の5以内</p> <p>(6) 沖縄県において行うものにあつては、(1)から(2)の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>ア 基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地にあつては、10分の9以内</p> <p>イ 漁港浄化施設にあつては、10分の5以内</p> <p>2 都道府県が行う魚礁及び養殖場の整備にあつては、2分の1以内</p> <p>3 都道府県が行う増殖場の整備にあつては、2分の1以内（沖縄振興計画に係るものにあつては10分の6以内）</p> <p>4 市町村が行う漁港施設の整備に要する経費に対し、都道府県が補助する事業については次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地にあつては、10分の5以内（原子力発電施設等振興計画に係るものであつて基本施設又は輸送施設の整備にあつては、10分の5.5）</p> <p>(2) 漁港浄化施設にあつては、10分の5以内</p> <p>(3) 北海道において行うものにあつては、(1)から(2)の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>ア 外郭施設又は水域施設にあつては、10分の7以内</p> <p>イ 係留施設にあつては、10分の6以内</p> <p>ウ 輸送施設又は公共施設用地にあつては、10分の5.5以内</p> <p>エ 漁港浄化施設にあつては、10分の5以内</p> <p>(4) 離島において行うものにあつては、(1)から(2)の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>ア 外郭施設又は水域施設にあつては、10分の8以内</p> <p>イ 係留施設にあつては、10分の6以内</p> <p>ウ 輸送施設又は公共施設用地にあつては、10分の5.5以内（離島架橋については3分の2以内）</p> <p>エ 漁港浄化施設にあつては、10分の5以内</p> <p>(5) 奄美群島において行うものにあつては、(1)から(2)の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>ア 外郭施設又は水域施設にあつては、10分の9以内</p> <p>イ 係留施設にあつては、10分の8以内</p> <p>ウ 輸送施設又は公共施設用地にあつては、3分の2以内</p> <p>エ 漁港浄化施設にあつては、10分の5以内</p> <p>(6) 沖縄県において行うものにあつては、(1)から(2)の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>ア 基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地にあつては、10分の9以内</p> <p>イ 漁港浄化施設にあつては、10分の5以内</p> <p>5 市町村が行う魚礁及び養殖場の整備に要する経費に対し、都道府県がその経費の5/6以上を補助する事業にあつては、2分の1以内</p> <p>6 市町村が行う増殖場の整備に要する経費に対し、都道府県がその経費の6/10以上を補助する事業にあつては、2分の1以内（沖縄振興計画に係るものにあつては10分の6以内）</p> <p>7 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う地域水産物供給基盤整備事業のうち、魚礁の整備に要する経費に対し、都道府県がその経費の5/6以上を補助する事業にあつては、2分の1以内</p> <p>8 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う地域水産物供給基盤整備事業のうち、魚礁の整備に要する経費につき、市町村がその経費の5/6以上補助するに要する経費に対し、都道府県が当該事業に要する経費の5/6以上を補助する事業にあつては、2分の1以内</p> <p>9 都道府県が行う市町村等事業推進にあつては、10分の5以内</p>	
別表1の1(3)	育成林整備	事業名の欄の別表1の1(1)シの事業（農業用水保全の森づ	

イの事業（漁場保全の森づくり事業）	事業、林道改良事業、環境林整備事業	くり事業）の国費率欄に準ずる	
	保安施設事業	林業関係事業補助金等交付要綱の事業の欄の（２）の国の補助率欄及び都道府県の補助率欄に準ずる	
別表１の１（３）ウ（ア）の事業（漁業集落環境整備事業）		<ol style="list-style-type: none"> 1 都道府県が行う漁業集落環境整備事業にあつては、2分の1以内（沖縄県において行うものにあつては、10分の5.5以内）。ただし、地域資源利活用基盤施設整備のうち堆肥化施設（終末処理場から発生する汚泥と水産副産物を一体化に処理する施設をいう。以下同じ。）の整備にあつては、3分の1以内。 2 市町村が行う漁業集落環境整備事業に要する経費に対し、都道府県が補助する事業にあつては、2分の1以内（沖縄県において行うものにあつては、10分の5.5以内）。ただし、地域資源利活用基盤施設整備のうち堆肥化施設の整備にあつては、3分の1以内。 3 都道府県が行う市町村等事業推進にあつては、10分の5以内 	
別表１の１（３）ウ（イ）の事業（漁港環境整備事業）		<ol style="list-style-type: none"> 1 都道府県が行う漁港環境整備事業にあつては、2分の1以内 2 市町村が行う漁港環境整備事業に要する経費に対し、都道府県が補助する事業にあつては、2分の1以内 3 都道府県が行う市町村等事業推進にあつては、10分の5以内 	
別表１の１（３）ウ（ウ）の事業（漁村再生交付金事業）		<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村が行う又は市町村が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律117号）に基づき行う事業に要する経費（市町村が水産業協同組合、森林組合、事業協同組合、特定非営利活動法人等が別紙31第1の3区分9の整備を行う場合に、これらの法人等に対して負担する経費を含む。）に対し、都道府県が補助する事業にあつては、当該事業に要する経費の2分の1以内。 ただし、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）に規定する原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（以下「原子力発電施設等振興計画」という。）に係るものであつて、基本施設又は輸送施設の整備に要する経費にあつては、10分の5.5。（北海道及び離島地域にあつては10分の6以内、奄美地域及び沖縄県にあつては10分の7.5以内） 2 都道府県が行う又は都道府県が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき行う事業に要する経費（市町村又は都道府県が水産業協同組合、森林組合、事業協同組合、特定非営利活動法人等が別紙31第1の3区分9の整備を行う場合に、これらの法人等に対して負担する経費を含む。）に対し、当該事業に要する経費の2分の1以内。ただし、原子力発電施設等振興計画に係るものであつて、基本施設又は輸送施設の整備に要する経費にあつては、10分の5.5。（北海道及び離島地域にあつては10分の6以内、奄美地域及び沖縄県にあつては10分の7.5以内） 	
別表１の１（４）ア（ア）の事業（海岸保全施設整備事業）	高潮対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 1/2 2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10 3 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、9/10 4 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわら 	

		ず、5.5/10 5 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3	
侵食対策		1 1/2 2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10 3 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、9/10 4 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10 5 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3	
海岸耐震対策		1 1/2 2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10 3 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、9/10 4 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10 5 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3	
海岸堤防等老朽化対策		1 1/2 2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10 3 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、9/10 4 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、5.5/10 5 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 6 1～5の規定にかかわらず、機能の回復を行うものにあつては、1/2	
別表1の1(4)ア(イ)の事業(津波・高潮危機管理対策事業)		1/2	
別表1の1(4)ア(ウ)の事業(海岸環境整備事業)		1/3以内	
別表1の2の効果促進事業		50%	

別紙一覧表

別紙	1	農地整備事業に係る運用
別紙	2	農地整備事業に係る取扱
別紙	3	農地整備事業における通作条件整備に係る運用
別紙	4	農地整備事業における実施計画に係る運用
別紙	5	農地整備事業における地域水田農業再編緊急整備に係る運用
別紙	6	農地整備事業における地域水田農業再編緊急整備に係る取扱
別紙	7	農地整備事業における耕作放棄地解消・発生防止基盤整備に係る運用
別紙	8	農地整備事業における耕作放棄地解消・発生防止基盤整備に係る取扱
別紙	9	水利施設整備事業に係る運用
別紙	10	水利施設整備事業に係る取扱
別紙	11	草地畜産基盤整備事業に係る運用
別紙	12	農地防災事業に係る運用
別紙	13	農地防災事業に係る取扱
別紙	14	広域農業用水適正管理対策事業に係る運用
別紙	15	地域用水環境整備事業に係る運用
別紙	16	水質保全対策事業に係る運用
別紙	17	農業集落排水事業に係る運用
別紙	18	農業集落排水事業に係る取扱
別紙	19	集落基盤整備事業に係る運用
別紙	20	中山間地域総合整備事業に係る運用
別紙	21	中山間地域総合整備事業に係る取扱
別紙	22	農地環境整備事業に係る運用
別紙	23	農地環境整備事業に係る取扱
別紙	24	農業用水保全の森づくり事業に係る運用
別紙	25	畜産環境総合整備事業に係る運用
別紙	26	農道整備事業に係る運用
別紙	27	森林整備事業に係る運用
別紙	28	治山事業に係る運用
別紙	29	地域水産物供給基盤整備事業に係る運用
別紙	30	漁場保全の森づくり事業に係る運用
別紙	31	漁港漁村環境整備事業に係る運用
別紙	32	海岸保全施設整備事業に係る運用
別紙	33	効果促進事業に係る運用

別記参考様式第1号

農山漁村地域自主戦略整備計画

計画名称					
計画策定主体					
対象市町村					
計画の期間					
計画の目標					
定量的指標					
対象事業					
事業名	地区名	事業実施主体	工 期	総事業費	主な事業内容
〇〇事業①					
効果促進事業					
〇〇事業②					
.....					
.....					
合計 (全体事業費)					

※対象事業を示した図面を添付

〔農林水産省地方農政局長
国土交通省北海道開発局長 経由
内閣府沖縄総合事務局長〕※1
農林水産大臣 あて

都道府県知事名 印
市町村長名 印

農山漁村地域自主戦略整備計画の提出

地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)第15の1の規定により、別紙※2
のとおり農山漁村地域自主戦略整備計画を提出します。

※1 提出にあたり、地方農政局長(北海道にあつては国土交通省北海道開発局長、
沖縄にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)を経由することができる。

※2 別紙とは、地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)第15の1に基づき策定
される農山漁村地域自主戦略整備計画(別記参考様式第1号)

別記様式第1号（第4関係）

平成 年度地域自主戦略交付金（農林水産省）交付申請書（内地・離島・奄美）

番 号
年 月 日

（地方農政局長 経由（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由）
農 林 水 産 大 臣
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 印

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）により 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書（別添1のとおり）
- 3 地区別経費の配分表（別添2のとおり※）
- 3 事業の完了年月日 平成 年 月 日
- 4 添付書類 都道府県の交付金の交付規程又は要綱

別添1

収 支 予 算 書

区 分	本年度 事業費	本年度 交付額	都道府県費	市町村費	その他	備 考
地域自主戦略交付金 （農林水産省）						
農業農村基盤整備事業						
森林基盤整備事業						
水産基盤整備事業						
海岸保全施設整備事業						
効果促進事業						
計						

予算議決（又は予算議決予定） 平成 年 月 日

別添2 地区別経費の配分表

(単位：円)

計画名	地区名	関係市町村名	交付対象事業				法律・予算 の区分	事業実施期間	事業実施主体	総事業費 (A)	交付限度額 算定費率 (B)	交付限度額 算定基礎額 (C)=(A)×(B)	前年度までの 事業費 (D)	前年度までの 交付済みの総額 (E)	差額 (F)	本年度事業費 (G)	単年度交付限度額 算定基礎額 (H)=(G)×(B)	本年度交付限度額 算定基礎額 (I)=(H)-(F)	本年度 都道府県費	本年度 市町村費	本年度 その他	翌年度以降 事業費 (J)=(A)-(D)-(G)	翌年度以降交付 限度額算定基礎額 (K)=(C)-(E)-(I)	備考	
			事業名(1)	事業名(2)	区分(1)	区分(2)																			

別記様式第2号（第7関係）

平成 年度地域自主戦略交付金（農林水産省）変更承認申請書（内地・離島・奄美）

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があった事業の実施について、収支予算等を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）により関係書類を添えて申請する。

- （注） 1. 金額に変更のない変更申請の場合は〔 〕の分を除く。
2. 上記「収支予算等」の記載要領及び「関係書類」については、別記様式第1号の別添1及び別添2の様式に準じ、変更前と変更後を対象比較できるように変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記様式第3号（第10関係）

平成 年度地域自主戦略交付金（農林水産省）遂行状況報告書（内地・離島・奄美）

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があった標記事業の遂行状況について地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）により下記のとおり報告する。

記

- 1 事業遂行状況 (別添3のとおり)
- 2 事業着手 平成 年 月 日
- 3 事業完了予定 平成 年 月 日

別添3

事業遂行状況

進捗状況

区 分	実施計画		出来高		進捗率 (A)/(B)	備 考
	事業費(A)	交 付 額	事業費(B)	交 付 額		
	円	円	円	円	%	
地域自主戦略交付金(農林水産省)						
農業農村基盤整備事業						
森林基盤整備事業						
水産基盤整備事業						
海岸保全施設整備事業						
効果促進事業						
計						

別記様式第4号（第13関係）

平成 年度地域自主戦略交付金（農林水産省）実績報告書（内地・離島・奄美）

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があったこのことについて、
下記のとおり事業を実施したので地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）により報告す
る。（なお、併せて精算額 円の交付を申請する。）

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算（別添4、5及び6のとおり）
- 3 事業の成果（別添7及び8のとおり）
- 4 事業の完了予定 平成 年 月 日
- 5 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資
料、帳簿の写し又は交付金調書の写しのいずれかを添付すること。

別添4

収 支 精 算 書

区 分	事 業 費	交 付 額	都道府県費	市町村費	その他	備 考
地域自主戦略交付金 （農林水産省）	円	円				
農業農村基盤整備事業						
森林基盤整備事業						
水産基盤整備事業						
海岸保全施設整備事業						
効果促進事業						
計						

（注）1 予算額を上段（ ）書き、精算額を下段に記入すること

別添5 国庫補助金精算

区 分	本年度 交 付 決定額	本年度 精 算 事業費	精 算 交 付 額	概算払 受領額	差引交付額 未 受 領 額 (返 還) 額	備 考
地域自主戦略交付金 (農林水産省) 農業農村基盤整備事業 森林基盤整備事業 水産基盤整備事業 海岸保全施設整備事業 効果促進事業 計						

別添 7

1 地区別検査調書

地区名	事業実施主体名	実績報告書 受理年月日	検査年月日 (確認年月日)	検査員氏名 (確認者氏名)	備 考

2 残材料調書

地区名	名称	形状寸法	数量	単価	金額	検収又は 取得年月日	備考

別添 8 財産管理台帳（令第13条第 1 号から3号までの財産、要綱第18の財産）

事業名	地区名	事業 実施 主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収又は 取得年 月 日	処分制限期間		処分の状況			備 考
									耐 用 年 数	処 分 制 限 年 月 日	処 分 の 種 別	処 分 の 年 月 日	補助金 返還額	
						円	円						円	

(注) 1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。

2 備考欄には、当該事業に係る国費率等を記載すること。

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書(内地・離島・奄美)

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号により交付金交付決定通知があつた地域自主戦略交付金（農林水産省）について地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）第13第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 (平成 年 月 日付け第 号による額の確定通知)	金	円
2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 交付金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 都道府県別、事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。